

幼児教育・保育の無償化のご案内 **幼稚園保護者用**

■ 制度の概要

「幼児教育・保育の無償化」について、春日部市内の新制度未移行幼稚園（市外幼稚園でも新制度未移行幼稚園の場合は対象）を利用される方においては、以下の点が主なポイントとなります。

- ① 無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（様式第4号）」等を提出し、市からの認定を受ける必要があります。
- ② 基本の保育料が「月額28,000円」を上限に無償化されます。
- ③ 保護者が就労している場合など、保育が必要な場合には、預かり保育の利用料が「490円×利用日数」を上限に無償化となります（月上限額12,300円）。
- ④ 実費として支払っている費用（教材費など）は、制度開始後も無償化の対象外です。
- ⑤ 世帯年収360万円未満相当の世帯のこどもや小学校3年生までのきょうだいの中で、第3子以降のこどもについては、給食費のうち副食費（おかず代等）が、月額5,100円を上限に補助される制度があります（主食費（ごはん代）は補助の対象とはなりません）。

① 無償化の対象となるための手続き

園を通じて配布する、下記の必要書類を準備し、園に提出してください。認定には、概ね2週間の処理期間が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

【必要書類（共通）】

- ① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（様式第4号）
- ② 子育てのための施設等利用給付認定確認書

【必要書類（預かり保育を希望する方のみ、下記のいずれか）】

- ③ 保護者（父母）の保育を必要とする事由を確認するための書類

※兄弟・姉妹がいる場合、兄弟・姉妹ごとに以下の書類を準備する必要はありません。

- ☐ 就労（就労予定）
 - 就労証明書（2か月以内のもの）
 - ※自営の場合、証明書類の写し（開業届、確定申告、営業許可書、受注表等営業していることがわかる書類のいずれか）を添付してください。
- ☐ 妊娠・出産予定
 - 母子健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日が確認できる部分）
- ☐ 就学・職業訓練 ※通信教育は除く
 - 学校の在籍証明書、授業の時間割表（授業時間、日程が確認できるもの）
- ☐ 疾病・障がい
 - 医師の診断書（家庭保育ができない旨の記載があり、3か月以内のもの）又は心身障がいにかかる各種手帳の写し（氏名、等級が確認できる部分）
- ☐ 同居親族の介護・看護
 - 医師の診断書（常時介護・看護が必要な旨の記載があり、3か月以内のもの）
 - 介護・看護スケジュール（1日の流れが確認できるもの）
- ☐ 災害復旧
 - り災証明書等

【認定区分】

上記の手続きにより、世帯状況が確認されると、それぞれ以下のとおり認定されます。

認定区分	認定内容	条件
新1号認定	満3歳～5歳児クラスのこどもについて、通常教育部分の保育料のみ無償化の対象となる認定	なし
新2号認定	3歳児～5歳児クラスのこどもについて、通常教育部分の保育料だけでなく、預かり保育の利用料も無償化の対象となる認定	保育の必要性があること
新3号認定	満3歳のこどもについて、通常教育部分の保育料だけでなく、預かり保育の利用料も無償化の対象となる認定	保育の必要性があること 非課税世帯であること

※満3歳児・・・利用を開始する年度の4月1日時点の年齢が2歳であり、誕生日を迎えた児童のこと。

3歳の誕生日の前日から無償化されますが、プレ保育は、無償化の対象にはなりません。

⑧ 基本の保育料の取り扱い

満3歳～5歳児クラスの全園児が対象となりますが、月額28,000円が上限となるため、差額が生じた場合は、利用者負担となります。

また、保育料（利用料）が、無償化の上限額（月額28,000円）を下回る場合、入園初年度に限り、入園料も無償化の対象となります。

園により、保育料（利用料）や入園料の額が異なり、その対応方法が異なりますので、下記の具体例を参考とし、詳細は各園にご確認いただきますよう、お願いします。

具体例（園ごとに額は異なります）	利用者負担
保育料が30,000円の場合	2,000円 <u>※園への納入が必要となります。</u>
【入園初年度】 保育料が25,000円の場合	0円 ※幼稚園から入園料の充当分として3,000円が還付されます。
【入園2年目以降】 保育料が25,000円の場合	0円

※上記の上限額は令和8年10月以降の金額です。令和8年9月以前の利用分における上限額は25,700円です。

⑨ 預かり保育の利用料の取り扱い

●預かり保育の無償対象者について

下記の条件のとおりに、家庭においてこどもを十分に保育することができない場合で、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（様式第4号）」を提出し、市からの認定を受けると、無償化の対象となります。

【預かり保育が無償化となる条件（保育所入所の申請事由と同じ）】

保護者（父母）が下記のいずれかを満たした場合に対象となります。

- ① 就労：週4日以上かつ1日4時間以上の労働を常態とする場合
- ② 求職活動：求職活動中又は求職活動予定である場合
- ③ 妊娠・出産：出産前後の期間にあたる場合
- ④ 就学・職業訓練：週4日以上かつ1日4時間以上の就学・職業訓練を常態とする場合
- ⑤ 疾病・障がい：家庭での保育ができない場合

⑥ 同居親族の介護・看護：こどもの家庭にいる親族を常時介護・看護する場合

⑦ 災害復旧：家屋の復旧にあたる場合

⑧ その他、上記に類する内容で「保育の必要性」があると認められる場合

※就学・職業訓練については、通信教育は対象外です。

※認定開始日は、申請日以降となります。さかのぼっての認定は原則できません。

※同居している未就学児のうち、家庭での保育をしているこどもがいる場合は、原則として、申請はできません。

●給付額の算定方法について

「利用日数×490円(日額上限単価)」を給付上限額とし、預かり保育の利用実績額が上限額を下回る場合は、利用実績額が給付額となります。(月上限額12,300円、新3号に限り17,700円)

【算定式】 次の①～③を比較して、最も少ない額が給付額として算定されます。

① 12,300円 (下記【留意事項】③に該当する場合の月額上限額)

② 利用日数×490円 (日額上限単価)

③ その月に利用した預かり保育利用料の総額 (実績額)

例1 預かり保育を20日/月利用して、預かり保育利用料15,000円を支払った場合

① 12,300円

② $20\text{日} \times 490\text{円} = 9,800\text{円} \Rightarrow 9,800\text{円}$ が給付されます

③ 15,000円

例2 預かり保育を10日/月利用して、預かり保育料2,000円を支払った場合

① 12,300円

② $10\text{日} \times 490\text{円} = 4,900\text{円}$

③ 2,000円 $\Rightarrow 2,000\text{円}$ が給付されます

【留意事項】

① 利用料(月額全額)は、一度、園に納入していただく必要があります(3か月に一度、保護者の皆さまから、請求書(利用料の領収書等を添付)を提出していただき、上限の範囲内で給付することとなります)。

② 無償化の対象となる認定を受けている場合でも、預かり保育の利用については、従来どおり園への申請手続き等が必要です。職員の配置状況等により、預かりを受けられない可能性もありますので、利用の際は必ず園と手続きを行ってください。

③ 制度上、幼稚園での預かり保育が不十分である場合(教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満または年間の預かり保育の提供日数が200日未満の場合)、幼稚園の預かり保育に要する経費に、認可外保育施設や一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業の併用に係る経費を対象経費に上乗せできるとされています(詳しくは、市公式ホームページを参照してください)。

④ 無償化対象外の場合でも、園の対応が可能な範囲内で、有償で預かり保育を利用することができます。

⑤ ※上記の日額上限単価は令和8年10月以降の金額です。令和8年9月以前の利用分における日額上限単価は450円です。

⑥ 預かり保育の請求可能期間は2年間となります。

④ 実費の取り扱い

上記③、④のほか、実費として支払っている費用については、無償化の対象外となります（有償となります）。

【実費となる費用（有償となる費用）の例】 ※園ごとに、費目・額は異なります。

行事費、教材費、制服代、通園バス代 など

⇒園に納入していただく必要があります。

⑤ 副食費補助の取り扱い

次の①または②に該当する場合、給食費のうち副食費（おかず代等）が月額5,100円を上限に補助される制度があります（主食費（ごはん代）、預かり保育で提供された給食費は補助の対象とはなりません）。

① 世帯年収360万円未満相当（世帯の市民税所得割課税額が77,101円未満）の世帯のこども

② 小学校3年生までのきょうだいの中で、第3子以降のこども

ひとり親世帯の場合には、世帯状況確認のため、「離婚届の受理証明書」または「戸籍謄本」等が必要になります。

祖父母等が同居しており、父母の市民税所得割課税額・均等割課税額がともに非課税の場合は、祖父母のうち市民税の高い方の市民税所得割課税額をもとに算定します。

【留意事項】

- ① 副食費の補助は、支払い実績を踏まえ、「実費徴収に係る補足給付事業費補助金」として、半年に一度、市あてに請求することとなります。
- ② 補助対象であるなしに関わらず、各園の定めにより園に給食費を納入してください。
- ③ 補助対象者については、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（様式第4号）」等を提出いただいた後、市で対象者かどうか判定します。
- ④ 判定後、市から補助対象者（保護者）あて通知します。
- ⑤ 市から補助対象者（保護者）あて請求書等の作成依頼を送付します。
- ⑥ 補助金の請求には、園が発行する給食費の領収書の添付が必要です。給食費の領収書等は大切に保管してください。
- ⑦ 過年度分の副食費の判定結果は原則変更することはできません。収入の申告等の手続きが必要な場合、必ず当該年度中に行い、担当までご連絡ください。
- ⑧ 上記の補助上限額については、令和8年4月以降の金額です。
- ⑨ 副食費の請求可能期間は5年間です。

【お問い合わせ先】

春日部市役所

保育課 保育・給付担当

Tel048-736-1139